

特別養護老人ホーム 清流の郷 入所申込み案内

1. 清流の郷への入所をご希望される方は、別紙『入所申込時情報提供書』に基づき、必要事項の情報提供をお願いします。尚、この情報は、下記の『入所等検討委員会』ならびに群馬県等公共機関が実施する入所申し込み状況把握に対しての活用以外には、申込者等の了解なく使用しません。
2. 入所の順番は、入所申込順ではなく、入所申込者の現在の状況により判断されます。
3. 2. の判断は、厚生労働省及び群馬県の特別養護老人ホーム入所者等指針により定められた基準を基に、『入所等検討委員会』の合議によって入所の優先順位が決定されます。（入所されるまでに待機期間があります。）
4. 入所申込時とご本人の状況等申込内容が、変化した場合はお申し出ください。変化した状況での判断を改めてさせていただきます。
5. 入所が可能になった時に施設担当者からご連絡させていただきます。
6. 清流の郷への入所は、入所希望者（契約者）もしくは、ご家族（身元引受者）と清流の郷の契約になります。
7. 清流の郷の入所利用料は、別紙料金表に基づきます。
8. 清流の郷で実施される基本サービスは、以下の通りです。
 - ①給食サービス ご利用者の状況に応じた食事を提供いたします。
（朝=8:00 昼=12:00 夜=18:00）
 - ②入浴 ご利用者の状況によって、
 - ・器械浴（寝た状態で入れる浴槽）
 - ・個浴
 - ・一般浴に最低週2回を基準に行います。
（状況によっては、清拭を行うこともあります。）

③排泄 ご利用者の身体機能を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練 ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復及びその減退を防止するための訓練プログラムを理学療法士に作成していただき、看護・介護職員が中心となり、機能訓練を実施します。

⑤健康管理 嘱託医・看護職員が、中心となって健康管理を行います。

※以上のような基本サービスを基に、計画担当介護支援専門員が、ご利用者及びご家族のご希望を伺いながら施設サービス計画を作成し、実施して行きます。

入所申込時に頂いた情報については、群馬県が管理する特別養護老人ホーム待機者名簿に個人情報登録させていただきます。それ以外での外部への提供はございません。

入所申込に関しては、特別養護老人ホーム清流の郷にて、直接聞き取りを行いながら受け付けてさせていただきます。下記電話番号までご連絡下さい。

特別養護老人ホーム清流の郷 担当：飯塚 電話：0279-56-9201